

## よくある質問 Q&A

### 1. 形式1, 形式2のどちらの形式が分かりません。

当館は書類の形式を教示できかねますため、必ず、提出先とご確認の上、申請してください。

形式1: 今現在の住所を証明するもの。

形式2: 同居家族の証明、ドバイおよび北部首長国(アブダビ, アルアインは除く)における現在および過去の住所, 居住期間を証明するもの。

### 2. すでに日本に帰国をしました。ドバイに住んでいた事を証明する書類が必要です。

在留証明書は今現在 UAE に居住をしている方のみに発行されます。

すでに帰国された方へ証明書を発行することはできません。

エミレーツ ID、EJARI、DEWA 等の公的機関から発行された書類等が受け付けられるか、提出先と確認をしてください。

### 3. 代理申請はできますか。

原則、ご本人様が来館の上申請を行う必要があります。

やむを得ない事情(高齢・疾病により移動が困難な場合など)により来館ができないときは、当事者より委任状をもって代理人による代理申請及び受領が可能です。

未成年者の場合、法定代理人である親権者が代理申請することが可能です。

不動産登記目的で当該証明書が必要な場合は、代理申請が行えるのは法定代理人の方のみとなります。

### 4. 現在、日本に一時帰国中です。在留証明書の申請・受取はできますか。

在留証明書の申請・受取は原則ご本人様が来館の上、手続を行う必要がございます。

申請はオンラインでも行えますが、受取はご本人様が来館の上お受取いただく必要がございます。

証明書を日本国内で受取ることはできません。

免税制度を利用される方で、在留証明を取得されていない方は、「戸籍の附票」を日本国内の役場にて取得いただくと、免税制度が利用できます。(日本国内に住民票が残っている方は戸籍の附票で免税制度を利用することはできません。)

### 5. 現在、Airbnb を利用してドバイに滞在しています。EJARI、公共料金の支払書等が提出できません。

在留証明書の発給条件として、「公文書等により外国の住所を証明できること」との条件がございます。

よって、通常、Airbnb をご利用の方への在留証明書の発行は上記条件を満たしていないため発給をすることはできません。しかしながら、下記の条件を満たし、かつ、書類の提出ができる方は申請が可能です。

- a) 在留届を提出している
- b) エミレーツ ID を保持している
- c) アパートの EJARI または公共料金の支払書の提出
- d) 貸主より滞在を確認する旨を記載したレターの提出
- e) 申述書の提出

**6. 現在、ホテル暮らしです。過去には他のホテルに滞在していました。**

今滞在しているホテルと過去に滞在したホテルを合わせて証明書を申請したいです。

ホテルと契約をしホテル、ホテルアパートメント等をご利用されている方においては、契約書を提出ください。

ホテルとの契約はなく予約サイトを通し、ホテルを利用されている方におかれましては、下記の条件を満たし、かつ、書類が提出できる場合のみ申請が可能です。

- a) 在留届を提出している
- b) エミレーツ ID を保持している
- c) ホテルから発行された請求書または領収書  
Booking. com, Agoda等の予約サイトでの支払書等は不可。
- d) 申述書の提出

**7. 海外にある銀行(機関)にドバイの住所を証明するため在留証明書を申請したいです。**

在留証明書は日本国内の機関に提出する証明書となります。

海外の銀行(機関)等へ提出目的の場合、証明書の発給はいたしません。

エミレーツ ID、EJARI、DEWA 等の公的機関から発行された書類等が受け付けられるか、提出先と確認をしてください。

**8. 第三国で 2 年間居住した後、ドバイで居住を開始して 1 ヶ月になります。**

免税用の在留証明を申請したいです。

当館で免税用の在留証明を申請できるのは、ドバイおよび北部首長国(アブダビ、アルアインは除く)にて 2 年以上連続してお住まいの日本国籍者に限られます。

上記のケースに該当する場合は、在留証明ではなく、戸籍の附票(日本国内の役場で発行)にて同様に免税制度を利用できます。

※日本国内に住民票が残っている方は戸籍の附票で免税制度を利用することはできません。

(参考)観光庁 HP:[lit.go.jp/kankocho/tax-free/page01.html](https://lit.go.jp/kankocho/tax-free/page01.html)

**9. オンライン申請の場合は何をアップロードすればいいですか。**

以下をアップロードしてください。

1. 申請者のパスポートの顔写真ページ
2. (同居家族を記載する場合のみ)同居家族のパスポートの顔写真ページ
3. (本籍を市町村以下まで記載する場合のみ)戸籍謄本 ※発行年月日は問いません。

#### 4. 住所を証明できる公文書

証明する期間分全ての書類をご用意ください。

免税利用の場合は現在から遡って最低 2 年間の書類をご用意ください。

##### 【書類例】

-EJARI (Tenancy Contract とは異なります)

-ホテルアパートメントの賃貸借契約書

-DEWA 領収書

-(会社の住居にお住まいの場合)申請者が当該住所に居住していることを示す会社発行のレター ※発行日から 1 年以内のもの。原本をご用意ください。